

当院は、厚生労働省の定める保険医療機関であり、厚生労働省の定める基準に基づいた医療サービスの提供を行っています。

## ■ 入院医療サービス

当院では、入院診療計画・院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策・栄養管理体制・意思決定支援及び身体的拘束最小化についての基準に則った体制をとっております。安心して療養に専念いただけるよう入院治療の提供を行います。

## ● 看護の基準について

当院の看護は「病院の入院基本料等」（令和6年厚生労働省）に基づいて行われています。当院の満たす入院基本料等は下記のとおりです。

### 東3病棟

- ▶ **精神病棟 15：1 入院基本料**…当病棟では1日11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。当病棟の最小必要人数の70%が看護師であり、[看護配置加算](#)を算定しています。尚、時間別の看護職員の勤務体制は下記の通りです。

9：00 ～ 17：00 看護職員の1人あたりの受け持ち患者様は 5.<sup>9</sup>人以内です。

17：00 ～ 9：00 看護職員の1人あたりの受け持ち患者様は 26.<sup>5</sup>人以内です。

入院患者様50人に対して1人以上の看護補助が勤務しており、[看護補助加算2](#)を算定しております。

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき、

[看護補助体制充実加算2](#)を算定しています。

### 北1病棟

- ▶ **精神科急性期治療病棟入院料（1）**について…当病棟では1日12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。尚、時間別の看護職員の勤務体制は下記の通りです。

9：00 ～ 17：00 看護職員の1人あたりの受け持ち患者様は 5.<sup>1</sup>人以内です。

17：00 ～ 9：00 看護職員の1人あたりの受け持ち患者様は 25.<sup>5</sup>人以内です。

また、入院患者様30人に対して1人以上の看護補助が勤務しています。

## 北 2 病棟

- ▶ **精神療養病棟入院料について……**当病棟では 1 日 12 人以上の看護要員（看護師及び准看護師・看護補助者）が勤務しています。尚、時間別の看護要員の勤務体制は下記の通りです。

夜勤帯は看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者の 2 名体制です。

9:00	～	17:00	看護要員の 1 人あたりの受け持ち患者様は	6.°人以内です。
17:00	～	9:00	看護要員の 1 人あたりの受け持ち患者様は	30 人以内です。

## 南 1 病棟

- ▶ **精神療養病棟入院料について……**当病棟では 1 日 12 人以上の看護要員（看護師及び准看護師・看護補助者）が勤務しています。尚、時間別の看護要員の勤務体制は下記の通りです。

夜勤帯は看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者の 2 名体制です。

9:00	～	17:00	看護要員の 1 人あたりの受け持ち患者様は	6.°人以内です。
17:00	～	9:00	看護要員の 1 人あたりの受け持ち患者様は	30 人以内です。

## 南 2 病棟

- ▶ **精神療養病棟入院料について……**当病棟では 1 日 12 人以上の看護要員（看護師及び准看護師・看護補助者）が勤務しています。尚、時間別の看護要員の勤務体制は下記の通りです。

夜勤帯は看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者の 2 名体制です。

9:00	～	17:00	看護要員の 1 人あたりの受け持ち患者様は	6.°人以内です。
17:00	～	9:00	看護要員の 1 人あたりの受け持ち患者様は	30 人以内です。

## 東1病棟

- ▶ **精神療養病棟入院料について……**当病棟では1日10人以上の看護要員（看護師及び准看護師・看護補助者）が勤務しています。尚、時間別の看護要員の勤務体制は下記の通りです。  
夜勤帯は看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者の2名体制です。

9:00	～	17:00	看護要員の1人あたりの受け持ち患者様は	6. <sup>25</sup> 人以内です。
17:00	～	9:00	看護要員の1人あたりの受け持ち患者様は	25人以内です。

## 東2病棟

- ▶ **精神療養病棟入院料について……**当病棟では1日8人以上の看護要員（看護師及び准看護師・看護補助者）が勤務しています。尚、時間別の看護要員の勤務体制は下記の通りです。  
夜勤帯は看護職員（看護師及び准看護師）と看護補助者の2名体制です。

9:00	～	17:00	看護要員の1人あたりの受け持ち患者様は	6. <sup>6</sup> 人以内です
17:00	～	9:00	看護要員の1人あたりの受け持ち患者様は	20人以内です。

看護は、以上の基準に基づいて看護職員が行うことと定められており、  
患者様の負担による付き添い看護等は認められておりません。

※各受け持ち患者様人数は、各病棟の満床時の人数です。入院患者様の人数により変動いたします

## ● 重症者加算（1）（2）

精神療養病棟を有する保険医療機関であり、精神科救急医療体制整備事業の輪番対応型精神科救急医療施設又は協力施設として、時間外・休日又は深夜における外来対応件数が年10件以上あります。その施設基準に基づき、GAF尺度（機能の全体的評価）による判定が30以下である場合の患者様は（1）、40以下である場合の患者様は（2）を算定いたします。

（精神科医療情報センター・救命救急センター・一般医療機関・都道府県・市町村・保健所・警察・消防（救急車）からの依頼の場合は、日中対応も含んでいます。）

## ▶ 入院中の食事について（入院時食事療養Ⅰ）

当院では、管理栄養士のもと適時適温（夕方 6：00 以降の配膳）を守って食事が提供されています。病状に応じて治療食が必要になった場合には、医師の指示のもと管理栄養士が「特別食」の献立を作成し食事のカロリーや栄養素に関する指導「栄養食事指導」を行っています。

## ● 医療 DX 推進体制整備加算について

オンライン資格認証により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用できる体制を有し、情報を共有できるシステムを導入しています。

## ● 後発医薬品使用体制加算 1 について

当院で使用する医薬品のうち、90%以上について後発医薬品（ジェネリック）を採用しています。また、患者様に後発医薬品（ジェネリック）を使用いただけるよう取り組み、その旨を院内に掲示しています。

## ● 精神科救急搬送患者地域連携受入加算について

予め協議を行った精神科救急医療機関に緊急入院した患者様を、後方病床を担う当院で対応可能な場合に、転院を速やかに受け入れます。

## ● 医療安全対策加算 2 について

医療安全に係る適切な研修を修了した専任の看護師・薬剤師・検査技師を、医療安全管理者として配置しています。また医療に係る安全管理を行う部門を設置しており、組織的な医療安全対策を実施し、定期的な院内巡回や必要な研修を行っています。また、医療安全委員会と連携しつつ、当院の医療安全確保のため、業務改善等を継続的に実施しています。

## ● 患者サポート体制充実加算について

患者様・ご家族様からの、疾病に関する医学的な質問並びに生活や入院の不安等に関する質問に対して相談窓口を設置しています。

- **救急医療管理加算について**

予め指定された日に入院治療を必要とする重症患者様に対して、第二次救急医療施設として必要な診療機能及び専用病床を確保しています。また、診療体制として通常の当直体制の他に重症救急患者様の受入れに対応できる医師等を始めとする医療従事者を確保しています。

- **精神科応急入院施設管理加算について**

予め定められた日に、1名以上の精神保健指定医、看護師その他3名以上が応急入院患者様などに対して診療応需の体制を整えています。

- **精神科急性期医師配置加算2-0について**

精神科急性期治療病棟では、1日4人以上の医師が勤務しています。入院患者様のうち6割以上が3か月以内に退院し、在宅へ移行しています。時間外・休日又は深夜における外来対応件数が年20件以上、かつ、入院件数が年8件以上あります。

- **精神科入退院支援加算について**

入院中の患者様が早期に退院するとともに、医療・障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられるように、入院早期から包括的支援マネジメントに基づく入退院支援を実施しています。

- **薬剤管理指導について**

常勤の薬剤師を置き、医薬品情報の収集及び伝達を行う為の専用施設を有しています。入院患者様に関しては、薬剤師が患者様ごとに薬剤管理指導記録を作成し、直接、服薬指導（服薬に関する注意や効果、副作用の把握など説明）を行っています。

- **精神科作業療法について**

社会生活機能を回復できることを目的として、定められたプログラムを作業療法士の指導のもとで実施しております。

- **精神科デイケア・精神科ショートケアについて（大規模なもの）**

当院では、患者様の社会生活機能回復を目的としデイケア・ショートケアを行っています。

## ● 医療保護入院等診療について

常勤の精神保健指定医を中心に看護師・精神保健福祉士が検討会議を行い、入院中における行動制限を最小化にするように努めております。

## ● 抗精神病特定薬剤治療指導管理料について

治療抵抗性統合失調症薬を投与している患者様に対し、計画的な治療管理を継続して行い、療養上必要な指導を行っています。

## ● 療養生活継続支援加算について

外来診療にて重点的な支援を要する患者様について、医師の指示の下、精神保健福祉士が患者様・ご家族に対し、対面にて面接を含む支援を行います。

## ■ その他

- 外来・在宅ベースアップ評価料 I
- 入院ベースアップ評価料

} 医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制を実施しています。

- 当院は後発医薬品（ジェネリック薬）を推進しています。ご希望の方は、主治医にご相談ください。
- 領収書発行と共に診療内容を記載した明細書を発行しております。（無料）
- 当院は敷地内全面禁煙です。
- 当院は、相談窓口を設置しております。

医療全般や日常生活、社会資源の利用等、ご相談ください。相談窓口は医療福祉相談室となります。

相談等は看護師、精神保健福祉士、診療情報管理士等が担当します。相談内容により、担当部門の職員・安全管理室が対応させていただきます。具体的な取り組みとしては下記のように行います。

- ①本人・ご家族様からの相談内容により関連する部署や専門職の意見を交え回答いたします。
- ②セカンドオピニオン・情報開示等のご相談や実施の調整を行います。

上記の基準はすべて厚生労働省の基準を満たしており、実施にあたり近畿厚生局に届出を行い受理されております。

その他、保険外負担については入院時にご説明申し上げます。尚ご不明な点につきましては医事課までお尋ねください。

令和6年6月1日現在